

新築したい、リフォームしたいとお考えの皆さまへ

飯田の木で家を建てるプロジェクト事業

～飯田市産材等利用啓発活動補助金のご案内～

飯田の木で家を建てる補助金があります



飯田の木を使って  
おうちを建てたり  
仕上げ材に飯田の木  
を使っていることを  
表示することで  
補助金が交付  
されます。

※  
飯田市産材を使用することで  
最大 **30万円** 補助されます！

※令和3年度から、南信州産材（飯田市産が混合するものに限る）も対象となりました

【申請・お問い合わせ】

飯田市林務課

電話 0265-24-4567 FAX 0265-24-4568

E-mail rinmu@city.iida.nagano.jp



## 使用量に対する補助金（飯田市産材等の使用量に応じ、交付する補助金）

### 対象者

自己居住用に飯田市、下伊那郡内及び上伊那地域に住宅を新築、購入、又はリフォームされた方

### 対象住宅の要件

- ① 主要構造部が木造
- ② 飯田市産材又は飯田市産が混合（概ね 50%程度を見込めるもの）する南信州産材（以下「南信州産材」という）を 10%以上かつ 2.4 m<sup>3</sup>以上使用し、m<sup>3</sup>当たり 0.02 m<sup>3</sup>以上の使用量があること（リフォームの場合は、10%以上かつ 1.2 m<sup>3</sup>以上使用し、m<sup>3</sup>当たり 0.01 m<sup>3</sup>以上の使用量）
- ③ 床面積が 70 m<sup>2</sup>以上 280 m<sup>2</sup>以下であること。（リフォームの場合は、50 m<sup>2</sup>以上 280 m<sup>2</sup>以下）

### 補助金の額

飯田市産材 使用割合	工事延べ床面積 1 m <sup>2</sup> 当たりの使用量 (リフォームの場合は 2 分の 1 の使用量)	総使用量 (リフォームの場合は 2 分の 1 の総使用量)	補助金の額
			建築主
10%以上	0.02 m <sup>3</sup> 以上	2.4 m <sup>3</sup> 以上	5 万円
30%以上	0.06 m <sup>3</sup> 以上	7.2 m <sup>3</sup> 以上	10 万円
50%以上	0.1 m <sup>3</sup> 以上	12.0 m <sup>3</sup> 以上 15.0 m <sup>3</sup> 未満	20 万円
		15.0 m <sup>3</sup> 以上 20.0 m <sup>3</sup> 未満	23 万円
		20.0 m <sup>3</sup> 以上	25 万円

- 南信州産材を使用した場合の補助金の額はそれぞれ該当する金額の 2 分の 1 となります。
- 飯田市産材を使用してリフォームした場合はそれぞれ該当する金額の 2 分の 1 となります。
- 南信州産材を使用してリフォームした場合はそれぞれ該当する金額の 4 分の 1 となります。
- 設計事務所、工務店に対する補助金もあります。詳細は飯田市のホームページをご覧ください。



## 表示に対する補助金（飯田市産材を使用し、かつロゴマークを表示する場合の補助金）

### 対象者

住宅又は店舗を、飯田市、下伊那郡内及び上伊那地域に新築、購入、又はリフォームされた方

### 対象住宅の要件

- ① 床、壁、天井等の仕上材として、飯田市産材の板材（厚さ 9 mm 以上の無垢材又は複合フローリング材に限る。）を、10 m<sup>2</sup>以上使用すること
- ② 市長が別に定めるロゴマーク及び樹種並びに飯田市産材を使用している旨を表示すること
- ③ 新築又はリフォームの工事の契約金額が 50 万円以上であること
- ④ 以前に飯田市産材利用啓発活動補助金の表示に対する補助金を受け取っていないこと

### 補助金の額

5 万円

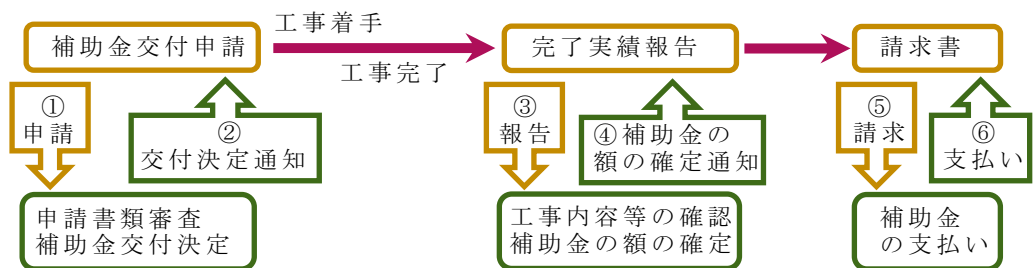


### 補助金交付のための手続き

#### 手続きの流れ

申請者（施主）

飯田市



### ▼ 補助金交付の際の注意事項

※ 補助金の対象となる材は、原則として信州木材認証センターの認定製品とします、実績報告時に信州木材認証製品出荷証明書および飯田市産又は飯田市産が概ね 50%程度混合していることを見込める南信州産材であることを証する出荷証明書が必要となります。

※ 募集は先着順としますが、募集期間内であっても、予算額に達した場合は募集を終了します。

※ 長野県等の住宅関連助成金と併用できます。